

機電設備の耐震計算書の作成についての基本ロジック（耐震機電19）

- 機電設備に対する耐震評価は、設工認 添付書類の基本方針上に、原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987 に基づき設定した設備形状による計算式、評価手法等を示した上で実施している。

- 耐震評価を行う上で適用する基本方針としては、以下に示すものがあり、各設備に応じた基本方針に基づいた評価手法及び計算式により評価を行い、評価結果は補足説明資料「機器、配管系の類型化に対する分類の考え方について（耐震機電07）」に示す分類ごとの耐震計算書で示す。
 - ・「機器の計算書作成の基本方針」（定型式による評価）
 - ・「配管系の耐震支持方針」（標準支持間隔による評価）
 - ・「ダクトの耐震支持方針」（標準支持間隔による評価）
 - ・「配管系の耐震性に関する計算書作成の基本方針」（多質点系はりモデルによる評価）
 - ・「機器の耐震支持方針」（FEM解析による評価）
 - ・「重大事故評価における計算書作成の基本方針」（加振試験による健全性確認）

- 耐震計算書の作成にあたっては、記載程度の整合を図るため、記載上の注意事項を定めた上で作成する。注意事項は、耐震計算書を構成する基本的な項目である「概要」、「評価方針」、「評価結果」等に対し、記載の目的、範囲、記載する項目等について記載した上で、各注意事項を考慮した分類ごとの耐震計算書記載例を本補足説明資料に示す。

- 第1回申請においては、計算書を構成する基本的な項目に対する注意事項及び申請対象設備に対する耐震計算書記載例を示し、その他の設備の記載例については後次回申請時に示す。

以上